

Ⅲ. 教職課程の授業科目の構成

教職課程の授業科目は教育職員免許法に則って定められています。法令上、大学において修得することを必要とする最低修得単位数をもとに、本学での具体的な履修方法及び授業科目について記します。教員免許を取得するためには、次表の単位数が必要です。

【基礎免許】

「教育職員免許法施行規則第66条の6」に基づく本学での最低修得単位数

教育職員免許法施行規則に定める科目	最低単位数
日本国憲法	2
体育	3
外国語コミュニケーション	2
情報機器の操作	2
最低修得単位数 計	9

「教育職員免許法第5条別表第1」に基づく本学での最低修得単位数

所要資格		免許状の種類	
		中学校教諭一種免許状	高等学校教諭一種免許状
基礎資格		学士の学位を有すること（＝卒業）	
大学において修得することを必要とする最低単位数	教科及び教科の指導法に関する科目	28	24
	教育の基礎的理解に関する科目	12	12
	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	10	8
	教育実践に関する科目	5	3
		教育実習 教職実践演習	2 2
大学が独自に設定する科目		2	10
最低修得単位数 計		59	59

【副免許】

「教育職員免許法第6条別表第4」に基づく本学での最低修得単位数

所要資格		免許状の種類			
		中学校教諭一種免許状		高等学校教諭一種免許状	
		保健体育以外	保健体育	保健体育以外	保健体育
基礎資格		各自の所属学科の基礎免許①（希望する副免許の学校種が中学校なら中学校、高等学校なら高等学校同士）を取得すること			
大学において修得することを必要とする最低単位数	教科及び教科の指導法に関する科目	28	28	24	28
	教育の基礎的理解に関する科目	0	2	0	2
	教育実践に関する科目	0	0	0	2
最低修得単位数 計		28	30	24	32

IV. 「教育職員免許法施行規則第 66 条の 6 に定める科目」の本学での授業科目及び履修方法

教育職員免許法施行規則に定める科目区分	単位数	左記に対応する開設授業科目					科目区分
		授業科目	単位数		開講学年	備考	
			必修	選択必修			
日本国憲法	2	法学（日本国憲法）	2		1		共通教育科目 専門教育科目（法学部のみ）
体育	2	スポーツ実技 A	1		1		共通教育科目
		スポーツ科学論	2		1		
外国語コミュニケーション	2	英語 I	2		1		共通教育科目
情報機器の操作	2	コンピュータと情報	2		1		共通教育科目
合計必修単位数		9 単位					